

2015年5月8日

全2頁

バーゼルⅢの初歩 第20回（最終回）

現在、バーゼル規制ではどのような見直しが検討されている？

金融調査部 主任研究員
鈴木 利光

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明してきました。最終回となる第20回は、バーゼル3.5又はバーゼルⅣの青写真を解説します。

1 「バーゼル3.5」又は「バーゼルⅣ」と呼ぶに相応しい見直しの議論が進行中

第8回で述べたとおり、バーゼルⅢの完全実施は2019年以降であり、目下、2013年から始まった段階的実施の最中にあります。しかし、その2019年の到来を待たずして、すでに銀行のバーゼル規制対応に多大な影響を与えかねない見直しの議論が進行しています。それは、「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」、「ソブリン・リスクの見直し」、及び「信用リスク規制の標準的手法の見直しと『資本フロア』の導入」の3点です。

これら3点は、自己資本比率計算の分母（リスク）の算出方法の厳格化につながり得る議論です。その点で、自己資本比率計算にあたっては主に分子（自己資本）の算出方法を厳格化したバーゼルⅢとは一線を画するものと言えます。そのため、これら3点の議論が実現した暁には、「バーゼル3.5」又は「バーゼルⅣ」と呼ぶに相応しい大改編と言えるでしょう。

それでは、これら3点の議論の内容を簡潔に紹介します。

2 銀行勘定の金利リスク（IRRBB）

1点目は、「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」です。“IRRBB”とは、“Interest Rate Risk in the Banking Book”のイニシャルリズムです。

これは、銀行勘定で保有する国債や住宅ローンの金利リスクを資本賦課の対象とすべきか否かという議論です。現行のバーゼル規制では、これは資本賦課の対象となっておらず¹、「第二の柱」（金融機関の自己管理と監督上の検証）にて「アウトライヤー規制」²に服するにとどまっています。

議論の発端は、バーゼル委が並行して検討している「銀行勘定とトレーディング勘定の境界の見直し」にて、銀行勘定に区分されている国債の中には、実質的にはトレーディング勘定に区分すべきものがあるのではないかとの指摘がされたことです。

わが国では、ここ1年にわたって、IRRBBに関する報道が絶えません。それは、IRRBBの資本賦課が邦銀にもたらすコストが甚大となり得ると考えられているためでしょう。一連の報道によると、バーゼル委は、近々、IRRBBの資本賦課の方法に関するディスカッション・ペーパーを公表する模様です。邦銀にとってのワースト・シナリオは、IRRBBをトレーディング勘定の金利リスクと同列に扱う（IRRBBをマーケット・リスクとして資本賦課の対象とする）ことであるものと思われます。

1) 対照的に、トレーディング勘定の金利リスクは、マーケット・リスクであるとして資本賦課の対象となっています。
2) 「アウトライヤー規制」とは、銀行勘定の金利リスク量が自己資本の20%を超える銀行（アウトライヤー銀行）の自己資本の適切性について、監督当局が「特に注意を払う」というものです。アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に資本賦課が求められるわけではありません。

3 ソブリン・リスクの見直し

2点目は、「ソブリン・リスクの見直し」です。

これは、現行のバーゼル規制で例外として認容されている、自国通貨建ての自国ソブリン向けエクスポージャーのうち自国通貨建てで調達されたものをリスク・フリー（リスク・ウェイト0%）とする取扱いを廃止すべきか否かという議論です。

議論の発端は、2010年の欧州ソブリン危機にて、ギリシャなどのデフォルトの危機にさらされたEU加盟国の国債であっても、EU圏内の通貨建て（例えばユーロ建て）であり、同通貨建てで調達されたものであればリスク・フリー（リスク・ウェイト0%）とすることが認められたことへの違和感です。政治的にセンシティブなテーマであるがゆえにしばらくは議論が途絶えていたようですが、2015年1月、ようやくバーゼル委が正式にアジェンダに加えました。

わが国では、IRRBBと比較すると、このテーマに関する報道は多くありません。しかし、国債保有に関する規制上の取扱いの見直しといった場合、IRRBBとソブリン・リスクの見直しの2つが同時に進行していることに留意する必要があります。

4 信用リスク規制の標準的手法の見直しと「資本フロア」の導入

3点目は、「信用リスク規制の標準的手法の見直しと『資本フロア』の導入」です。

これは、信用リスク規制の標準的手法（第5回参照）にて外部格付の使用を廃止³したうえで、新たな標準的手法に基づき算出した信用リスク・アセットの一定割合を内部格付手法（第5回参照）採用行の信用リスク・アセットの最小値（資本フロア）にするという議論です。

前者（標準的手法の見直し）の議論の発端は、先の金融危機の一因として外部格付への過度の依存が挙げられたことです。後者（資本フロアの導入）の議論の発端は、内部格付手法採用行の間で信用リスク・アセット額に見過ごせない重大な差異が散見されたことです。

また、前者（標準的手法の見直し）の提案については、全国銀行協会の試算によると、現行の標準的手法と比較した場合、信用リスク・アセットが約1.3倍に増加するとされています。こうした試算結果は、資本フロアの導入が検討されている内部格付手法採用行に対しても警戒心を抱かせるものと言えるでしょう。

5 2019年に実施されるとしたら性急に過ぎるように思われるが…

繰り返しになりますが、これら3点の議論が実現した暁には、バーゼル3.5又はバーゼルⅣと呼ぶに相応しい大改編と言えるでしょう。そのため、これらがバーゼルⅢの完全実施と同じ2019年に実施されるとしたら、銀行にとっては性急に過ぎるように思われます。

しかし、問題は、これらがいつ実施されるかではなく、これらの最終規則がいつ公表されるかにあります。というのも、ルールが明らかになれば、投資家をはじめとする銀行のステークホルダーとしては、「いま」の時点でルールを遵守できているか否かが関心事となるからです。

そのため、バーゼル3.5又はバーゼルⅣの青写真が明らかになりつつあるこの時点から、銀行による対応は始まっていると言えます。

以上

今回で「バーゼルⅢの初歩」は最終回です。

3) 外部格付に代わって、自己資本比率と不良資産比率（銀行向けエクスポージャー）、売上高とレバレッジ（事業法人向けエクスポージャー）といったリスク・ドライバーのマトリックスにてリスク・ウェイトを決定することが提案されています。